二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年十二月七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県東牟婁郡北山村大字竹原字樫原谷五〇一、六一九から六二一まで
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び北山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年十二月七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　徳島県阿波市阿波町大久保一三の九(次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年十二月七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福井県越前市岩本町二〇字東山一から一二まで、一三の一から一三の四まで、一五、二〇、二二から二八まで、三〇、三一の一、三一の二、三二から三四まで、福井市味見河内町五字三才ケ谷一の一、一の二
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
二〇字東山二六・二七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年十二月七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福井県小浜市下根来二一号高谷一五の二、二〇から二二まで、二九から三一まで、二四号先引谷一六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
二一号高谷二〇、三〇
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年十二月七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福井県福井市大味町五三字上五社平二四から二七まで、二九
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年十二月七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福井県今立郡池田町魚見一五六字小滝谷山八から一二まで、一四から一六まで、一八
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
一五六字小滝谷山八・一〇・一一・一五(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年十二月七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市花山字本沢切留二の一、字本沢小川原一の七、六の一、六の二、字本沢滝ノ沢一二の一、字本沢天ケ沢七の二、字本沢軽井沢一五の一(次の図に示す部分に限る。)、字本沢金沢三二、栗駒文字高平四〇の三二、四〇の四四・文字新田四一・四二・五一・五二・五三(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、五四の一一、文字荒砥沢五二の七(次の図に示す部分に限る。)、五二の一四、文字上向二の三七、文字海草五八の八、登米市東和町米川字山根二三二の一、二四三の一、